

公布した規則一覧

令和7年

公布 番号	規則名
62	杉並区子どもの権利に関する条例の一部の施行期日を定める規則
63	杉並区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則
64	杉並区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則
65	杉並区難病患者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則
66	杉並区介護保険に関する規則の一部を改正する規則
67	杉並区保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
68	杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区子どもの権利に関する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和7年7月15日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第62号

杉並区子どもの権利に関する条例の一部の施行期日を定める規則

杉並区子どもの権利に関する条例（令和7年杉並区条例第11号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和7年9月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年7月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第63号

杉並区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区児童育成手当条例施行規則（昭和46年杉並区規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「360万4,000円」を「366万1,000円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、令和7年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

杉並区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年7月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第64号

杉並区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和47年杉並区規則第39号）の一部を次のように改正する。

第1条の3中「360万4,000円」を「366万1,000円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。
- 2 改正後の第1条の3の規定は、令和7年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

杉並区難病患者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年7月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第65号

杉並区難病患者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区難病患者福祉手当条例施行規則（昭和52年杉並区規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の3中「360万4,000円」を「366万1,000円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の3の規定は、令和7年8月以後の月分の難病患者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の難病患者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

杉並区介護保険に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年7月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第66号

杉並区介護保険に関する規則の一部を改正する規則

杉並区介護保険に関する規則（平成12年杉並区規則第107号）の一部を次のように改正する。

第31号様式を次のように改める。

介護保険 負担限度額認定申請書

年 月 日

杉並区長 宛

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額の認定を申請します。

フリガナ		被保険者番号																
被保険者氏名		個人番号																
生年月日	年 月 日																	
住所	〒	連絡先 ( )																
入所（入院）した 介護保険施設の所 在及び名称（※ 1）	〒	施設の種類																
	連絡先 ( )																	
入所（入院）年月 日（※1）	年 月 日	（※1）介護保険施設に入所（入院）していない場合は、記載不要です。																

配偶者の有無	有 ・ 無	左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。																
配偶者に関する事項	フリガナ																	
	氏名																	
	生年月日	年 月 日	個人番号															
	住所	〒	連絡先 ( )															
	本年1月1日 現在の住所 (現在の住所 と異なる場 合)	〒																
	課税状況	区市町村民税 課税 ・ 非課税																

収入等及び 預貯金等に 関する申告	<input type="checkbox"/>	生活保護受給者／区市町村民税世帯非課税者であって老齢福祉年金の支給を受けているもの															
	<input type="checkbox"/>	老齢福祉年金受給者の場合は、預貯金、有価証券等の金額の合計額が1,000万円（夫婦は2,000万円）以下															
	<input type="checkbox"/>	区市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額その他の合計所得金額及び【遺族年金 <sup>※2</sup> ・障害年金】（受給している年金に○して下さい。以下同じ。）の収入額の合計額が年額80万9,000円以下のもの															
	<input type="checkbox"/>	区市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額その他の合計所得金額及び【遺族年金 <sup>※2</sup> ・障害年金】の収入額の合計額が年額80万9,000円を超え120万円以下のもの															
	<input type="checkbox"/>	区市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額その他の合計所得金額及び【遺族年金 <sup>※2</sup> ・障害年金】の収入額の合計額が年額120万円超のもの															
		※2 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金を含む。 ※3 65歳未満の場合は、1,000万円（夫婦は2,000万円）以下															
預貯金等の金額	預貯金額	円	有価証券 (評価概算額)	円	その他 (現金・負債を含む。)	( )	円										

申請者が被保険者本人の場合には、以下について記載は不要です。

申請者氏名	連絡先 ( )
申請者住所 〒	本人との関係

## 附 則

- 1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第31号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年7月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

#### 杉並区規則第67号

杉並区保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区保育料等に関する条例施行規則（平成27年杉並区規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条の5及び第3条を次のように改める。

（要保護世帯等に係る保育料）

第2条の5 条例第3条の2に規定する規則で定める額は7万7,100円とし、同条の規定により規則で定める保育料の額は条例第3条第2項第2号の規定により算定される額に0.5を乗じて得た額（当該額が9,000円を超える場合にあっては、9,000円）とする。

（多子世帯に係る保育料）

第3条 条例第4条第1項に規定する規則で定める子どもは子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等（同項に規定する特定教育・保育等を受ける満3歳未満保育認定子どもより年長の者に限る。）とし、同項の規定により規則で定める保育料の額は無料とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（第1子に係る保育料）

第3条の2 条例第4条の2の規定により規則で定める保育料の額は、無料とする。

別表第1（1）備考3中「要保護者等」の次に「（子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第6号に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）」を加える。

別表第2備考3中「第2条の5」を「条例第3条の2」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の2の規定は、令和7年9月以後の月分の保育料について適用し、同年8月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年7月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

#### 杉並区規則第68号

杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区体育施設等に関する条例施行規則（平成29年杉並区規則第40号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第9号中「（月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日を除く。以下同じ。）の午後2時までに入場した場合に限る。）」及び「（月曜日から金曜日までの日の正午までに入場した場合に限る。）」を削る。

別表第1 杉並区井草森公園運動場の項中「祝日法」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下この表において「祝日法」という。）」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。